

○ 環境モニタリングで適用する水質に係る基準等の概要

対象	基準の種類	基準の概要	基準項目の概要			根拠法令等	
放流水	排水基準	<ul style="list-style-type: none"> ・公害防止協定で定めた排水基準 ・国で定める基準値の概ね1/10の数値に適合することとしている。 	生活環境項目	12項目	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境に被害を生ずるおそれのある水の状態(有機物量、濁り、色等)を示す項目 例) 浮遊物質: 10mg/L 以下(国の基準: 60mg/L 以下) 	公害防止協定	
健康項目	28項目	<ul style="list-style-type: none"> ・人の健康に係る被害を生ずるおそれのある有害物質(カドミウム: イタイイタイ病、水銀: 水俣病等)に関する項目 例) ほう素 : 1mg/L 以下(国の基準: 10mg/L 以下) 	公害防止協定				
ダイオキシン類	1項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ものの焼却の過程などで自然に生成される副生成物であり、そのため環境中には広く存在しているが、量は非常にわずかである。 ・多量の暴露では、発がんを促進する作用等があることが動物実験で報告されている。人に対しても同じような影響があるのかどうかはまだよくわかっていない。 1pg-TEQ/L 以下(国の基準: 10pg-TEQ/L) 		公害防止協定			
湯沢川 (上流・下流)	環境基準 (河川・ダイオキシン類)	<ul style="list-style-type: none"> ・公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し生活環境を保全する上で「維持されることが望ましい基準」として、行政の目標として定められたもの。 ・「生活環境の保全に関する項目」と「人の健康の保護に関する項目」について定められている。 			生活環境項目	8項目	<ul style="list-style-type: none"> ・人の日常生活、生活に密接に関連する動植物に影響を及ぼす項目で、河川、湖沼、海域ごとに利水目的に応じた水域類型別に、基準値が設定されている。 例) 浮遊物質: 25mg/L 以下
健康項目	27項目	<ul style="list-style-type: none"> ・人の健康に影響を及ぼす有害物質で、すべての公共用水域に適用される。 ・生涯にわたって摂取しても健康に影響が生じないレベルとして、基準値が設定されており、その多くが水道水質基準に準じたものとなっている。 例) ほう素 : 1mg/L 以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本法 ・ダイオキシン類対策特別措置法 				
ダイオキシン類	1項目	<ul style="list-style-type: none"> ・上記「健康項目」と同じ。 1pg-TEQ/L 以下 		<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本法 ・ダイオキシン類対策特別措置法 			
モニタリング人孔 観測井1号 観測井2号 観測井3号 周辺地下水(井戸)	環境基準 (地下水・ダイオキシン類)	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水の水質汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で「維持されることが望ましい基準」として、行政の目標として定められたもの。 ・「人の健康の保護に関する項目」について定められている。 			健康項目	28項目	<ul style="list-style-type: none"> ・人の健康に影響を及ぼす有害物質で、すべての地下水に適用される。 ・生涯にわたって摂取しても健康に影響が生じないレベルとして、基準値が設定されており、その多くが水道水質基準に準じたものとなっている。 例) ほう素 : 1mg/L 以下
ダイオキシン類	1項目	<ul style="list-style-type: none"> ・上記「健康項目」と同じ。 1pg-TEQ/L 以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本法 ・ダイオキシン類対策特別措置法 				
浸出水	-	<ul style="list-style-type: none"> ・浸出水の水質には基準はない。 		<ul style="list-style-type: none"> ・公害防止協定で定めた放流水の排水基準値を参考値として比較している。 			-